

## 明治 21 年 3 月 1 日出版の「三山案内」について

64回（昭和32年卒） 渡部 功

### 1 「三山案内」について

私の手元に、A3判ほどの大きさの和紙に木版刷りした1888（明治21）年3月1日付け三山神社社務所出版の「三山案内」があります。この案内には、方位、三山の各神社と各登拝口からのルート（朱色）、県内の主要な道路（朱色）と主要集落名、最上川や梵字川の流れ、それに鳥海山などが描かれた「図」と「三山参詣人心得」が示してありますが、表示されている地名は次の通りで、各地名間には「12里」、「3里7丁（町）」などの距離表示がしてあります（実物写真は『鶴翔同窓会だより第52号』の8頁を参照してください。）。ちなみに、1里というのは3,927.27メートルで、一丁（町）は60間、1間は6尺=1.818メートルなので、一丁（町）は109.08メートルになります。

米沢、山形、天童、楯岡、尾花沢、大石田、舟形、新庄、清水、赤松、本合海、肘折（登拝口）、古口、清川、松嶺、上蕨岡、酒田、吹浦、狩川、新堀、藤島、横山、鶴岡、荒川、手向（登拝口）、湯野浜、加茂、湯田川、温海、高寺、上山添、松根、岩本、大網、田麦俣（登拝口）、大越、寒河江、白岩、海味、左沢、玉の井、柳川、大井沢（登拝口）、本導寺（登拝口）、岩根沢（登拝口）、志津各登拝口から各神社へのルートと登拝路途中の地名は次の通りです・

登 拝 口 等	経 路	摘 要
手向～羽黒山～月山	手向～出羽神社～吹越～荒沢～野口（手向～野口）～海道坂～大満～小月山～神子石～強清水～狩籠～平清水～強清水～元賽川原～御田原（～東普陀落～御浜～濁沢）～毒池～行者戻～大峯～月山神社～金剛山（西普陀落）	・月山へ6里余 ・湯殿山へ7里余 ・社務所より山形県庁へ25里余 ・手向～出羽神社16丁
田麦俣～湯殿山～月山	田麦俣～笹小屋～薬師沢～仙人沢（仙人岳）～柳沢（剣岳）～湯殿山神社（薬師岳、月光山）～鉄鎖～装束場～清目川～姥～鍛冶屋敷～月山神社	・肘折・田麦俣・大井沢・本導寺・岩根沢の各登拝口の社務所出張所には、三山への距離が表示されている。
肘折～月山	肘折～月山神社	
大井沢～志津～月山	大井沢～（本導寺）～志津～裏装束場（注1）～装束場（注1）～月山神社	
本導寺～月山	本導寺～姥ヶ岳～牛ヶ首～姥～月山	

	神社	
岩根沢～月山	岩根沢～清川根～御所皇子～姥ヶ岳	

「三山参詣人心得」については次のように記載されています。

<p>一 球(およ)ソ参詣人ハ巡拜前本社或ハ社務所出張所又ハ印鑑改所ニ於テ印鑑 ヲ請求シ且(かつ)祓除<sup>ハライ</sup>ノ式ヲ受クベシ 但シ印鑑ノ儀羽黒山ハ此限ニアラズ</p> <p>一 左ノ両山嶮難ノ場所タルヲ以テ旧例(昔からのしきたり)ニ基キ参拜時間定 ムルハ左ノ如シ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月山御宝前八午前六時ヨリ午後五時マデ</li> <li>・湯殿山御宝前八午前六時ヨリ午後五時マデ</li> </ul> <p>一 本社神札ニハ必官幣國幣ノ文字ヲ載ス 若シ此レナキモノハ都<sup>スベ</sup>テ本社ノ神 符ニアラザルモノト心得ベシ</p> <p>一 神札八成ルベク月山羽黒山湯殿山之御神前ニテ拜受スベシ 其他ハ仮令(た とえ)社務所出張所ニテ受ケタルモノト雖(いえど)モ一應御宝前ニ差出シ湯 殿山ノ御湯気(注2)ヲ願イ祈念乞フベシ 但し別段初穂金ヲ納ムルニ及バズ</p> <p>一 案内者等ニ於テ御湯気ヲ乞事ヲ拒ム時<sup>コバ</sup>ハ其神札ハ必<sup>カナラズニセモノ</sup>定贖造物ト心得ルベシ</p> <p>一 三山ニ寄附セント欲スル者ハ金錢ニ限ラズ何品と雖(いえど)モ都<sup>スベ</sup>テ取次ヲ 用イズ直チニ本社ニ就(おもむ)イテ納ムベシ</p> <p style="text-align: center;">明治二十一年三月一日出版 官國幣三山神社社務所</p> <p style="text-align: right;">非賣品</p>
<p>注( )内は筆者が読みや意味を加筆したもの。</p>

最後に、この三山案内には、「三山神社の登拝口の管理運営について」の項において設置の経緯等を説明しますが、出羽神社に置かれた「三山社務所」、神官養成所である「皇典講究所」、「蜂子皇子御墓」、各登拝口に設けられた「社務所出張所」及び登拝路の要所に設けられた「印鑑改所」が次の場所に印刷されています。

施設等	設置場所
三山神社社務所、皇典講究所山形県分所、蜂子皇子御墓(注3)	出羽神社
社務所出張所	肘折口、岩根沢口、本導寺口、大井沢口、田麦俣口 1875(明治8)年10月に志津村にも「社務所出張所」の設置が許可されました(後藤起司著『出羽三山の神仏分離』)が、「三山案内」には記載がありません。
印鑑改所	大満、仙人沢、装束場

## 2 三山神社の登拝口の管理運営について

1869（明治2）年5月4日の酒田県からの神仏混淆禁止の伝達を受けて、「羽黒権現」は「羽黒神社」と改められ、1873（明治6）年3月には更に「出羽神社」と改名して国幣小社に列せられたのを手始めに、1874（明治7）年8月31日には太政大臣の強権によって「月山権現」が「月山神社」として国幣中社に、同じく湯殿山権現」が「湯殿山神社」として国幣小社に列せられ、同時に月山神社と湯殿山神社と出羽神社とが合併して「三山神社」と言う一つの組織体にまとめ上げられ、ここに出羽神社宮司として教部省から派遣されていた西川須賀雄が初代三山神社宮司となりました。これにより西川宮司の三山統一、神仏分離の構想はほとんど成就を見たわけですが、西川宮司には更に三山合併の実質的な問題解決が迫られていました。以下そのことを詳述する前に西川宮司と西川宮司に続く明治20年代までの各宮司在任期間中に於ける三山神社の管理運営上特記すべき事項を概略表に纏めておきます。

代	氏名	在任期間	事項
初代	西川 須賀雄	1874（明治7）年～ 1876（明治9）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1874（明治7）年 4月教部省が「赤心報国教会結講を許可、8月「赤心報国教会規則制定」</li> <li>・1875（明治8）年 5月「赤心報国教会」を「敬愛教社」と改称することの許可取得</li> <li>・1875（明治8）年 7月各登拝口に「社務出張所及び敬愛教社」設置</li> <li>・1875（明治8）年 10月志津に「社務所出張所」設置許可</li> <li>・1875（明治8）年 10月三山講社取締規則制定</li> <li>・1875（明治8）年 3月「三語」及び「三山拝詞」制定（10月に披露）</li> </ul>
二代	星川 清晃	1876（明治9）年～ 1878（明治11）年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1877（明治10）年 8月月山、湯殿山への「女人禁制解除」（1872（明治5）年3月27日に、太政官は太政官布告第98号を以て「神社仏閣女人結界ノ場所ヲ廢シ登山参詣随意トス」との布告をしています。）</li> <li>・1877（明治10）年 「月山神</li> </ul>

			社本社」不審火で炎上 ・在任中 奈良春日大社から指導者を招き大和舞による神楽整備
三代	物集高見 (もずめ たかみ)	1879(明治 12)年～ 1883(明治 16)年	・1880(明治 13)年 4月、山形県が三山敬愛教社に「三山参詣人保護印鑑発行」許可 ・1881(明治 14)年 宿坊に「檀那場知行状」を授与 ・1882(明治 15)年 「各社務所出張所廃止」 ・1882(明治 15)年 「皇典講究所山形県分所」設置
四代	波多野 春万侶	1883(明治 16)年～ 1889(明治 22)年	・1884(明治 17)年 「三山への自由登山」布達(内務省) ・1885(明治 18)年 月山神社「官幣中社」に昇格

初代の西川宮司は、手向修験等の抵抗に遭いながらも蜂子神社を中心にした付属講社としての「赤心報国教会」の設立許可を1874(明治7)年4月29日に教部省から得て、修験等を当該教会の事業に当たらせました。西川宮司の目的は、この教会のもとへ修験を再編しようとしたもので、修験道の重要行事である峰中もこの教会の練成行事として行い、宮司自身も講長となり大先達を勤め、分離以来黄金堂で行っていた冬峰の験競(けんくらべ)も神道形式に改め再興しようとした。すなわち新しい組織を育て上げ、修験等を教社の事業に当たらせ、この中で国教である神道の行事、作法等を形の上からも植え付けようとしたものです。翌年、更にこの教会を敬神愛国の字を執り「敬愛教社」とすべく改称願いを教部省へ提出し、1875(明治8)年5月28日に許可を得ています(この「敬愛教社」は後日神道本局の所属教社となりました。なお、西川町水沢の町道脇に1913(大正2年)建立の「三山敬愛教社碑」があります。)

その他、西川宮司にとっての三山合併の実質的な問題解決を列举すると次のようになります。1875(明治8)年7月、前述のように5か所の登拝口に「社務所出張所」を設け、各地からの参詣者たちを取り扱うことにしました。各社務所出張所には、取締、庶務、会計、書記、祈祷係、神札係、営繕係、受付の計8名が三山神社宮司から任命され、その他はその地域の人々が補佐しました。各登拝口にある宿坊を「敬愛教社」に組み入れて、その「霞(檀那場)」(注4)を確認して認可制とすることで統一を図りました。三山講の取締りを行うため「三山講社取締規則」を定めました。神社サイドが参詣人を独占する目的で「神札(しんさつ)」の発行を「敬愛教社」としました。1875(明治8)年3月、参詣人に神仏分離後の安心を与えるため、天台、真言宗時代に三山各所で唱えた呪文を「三語」並びに「三山拝

詞」に改めました（注5）。「三山参詣人保護印鑑」を発行して先達者にこれを授け、住所、氏名、員数を記入させて割印を施し、巡拝中に「印鑑改所」において改めるようにしました。この「三山参詣人保護印鑑」の発行は、神社サイドが参詣人を占有する目的で行ったものですが、豪雨や吹雪や風の強い場合等天候不順の際は、印鑑を発行しなかったため、この点、この制度は遭難防止のうえでは合理的な一面を有していました。

「三山案内」には、以上のように「社務所出張所」の設置、「神札」の発行、「三山参詣人保護印鑑」の発行など、西川宮司の神仏分離、三山統一後の事業化の痕跡がはっきりと示されており、これらを成し遂げた西川宮司は、1876（明治9）年3月26日に千葉県のア房神宮宮司として、三山を後に勇躍立ち去って行ったのです。

二代目宮司の星川清晃の時代には、1877（明治10）年8月に月山、湯殿山への「女人禁制」を解除しています。また、在任中奈良春日大社から富田光美夫妻を招き、大和舞による神楽を整備しています。ただ、1877（明治10）年秋に月山閉山後から翌春の融雪期までの間に月山本社が不審火で炎上し、これが星川宮司請願辞職の原因となっています。

三代目宮司の物集高見の時代には、仏堂の破毀が中止されました。そして、1880（明治13）年4月19日には、山形県が「三山参詣人保護印鑑」の発行を三山敬愛教社に対して許可しています。翌1881（明治14）年には、宗徒の「霞（檀那場）」について、宿坊に三山神社より改めて「檀那場知行状」を授与する形をとっています。これは三山神社それ自体に宿泊施設が無く、登拝者が敬愛教社に組み入られた宿坊以外の父祖代々馴染んできた旧修験の宿坊に泊まることを禁じ得なかったこと、地方に神社職員を派遣しても相手にされなかったことなどがその原因とされています。更に、1882（明治15）年には「各社務所出張所」の廃止が行われており、1882（明治15）年には、出羽神社に「皇典講究所山形県分所」の設置が行われました。このようにこの頃になると三山神社の管理運営方針に当初とは異なった動きが出てきたのが読みとれます。なお、皇典講究所というのは、神道の研究・教育機関で、1882（明治15）年8月23日に、有栖川宮熾仁親王（ありすがわのみやたるひとしんのう）の令旨を奉じた山田顕義（やまだあきよし）ら内務省高官と松野勇雄（まつのいさお）ら数名の国文学者が「もっぱら国典を研究するため」として東京に設立したのですが、同時に3府（東京・大阪・京都）40県に分所が設置され、山形県では出羽神社に分所がおかれしました。具体的には内務省の委託を受けて神職の養成を行ったほか、各種の講演会、「古事類苑」、「延喜式」の編纂事業を行いました。後に国学院大学の設立経営をおこない、また、日本大学も源流は皇典講究所に付属していた夜間部の日本法律学校に由来し、その日本大学から近畿大学が分離しています。第2次世界大戦後の1946（昭和21）年1月25日に連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の指導により解散し、事業と資産は学校法人国学院大学と神社本庁に継承されました。

四代目宮司の波多野春万侶時代には、1884（明治17）年に内務省が三山への

「自由登山」を布達し、先達が無くとも自由に登山が出来るようになりました。そして、1885(明治18)年4月22日には月山神社が「国幣中社」から「官幣中社」に昇格しました。更に、月山神社は、1914(大正3)年1月4日に官幣大社に昇格しますが、当時の社格制度では東北地方有一の官幣大社でした。

### 3 三山案内の意図について

この1888(明治21)年3月1日三山神社社務所出版の「三山案内」には、西川宮司が成し遂げた事業の痕跡等が残されていますが、先に述べました各宮司の在任期間中の出来ごとを示した表で見るとおり、1882(明治15)年に廃止されたはずの「各登拝口の社務所出張所」と、いつ廃止されたのかは具体的に判明しませんが1884(明治17)年に内務省が三山への自由登山を布達したことによって多分廃止されたものと推察される「印鑑改所」の位置が記載されています。

この「三山案内」の印刷は、社務所出張所廃止の6年後、三山への自由登拝の布達4年後のことであり、1888(明治21)年3月1日付け出版の「三山案内」になぜこの二つが印刷されているのか疑問に思うのですが、私は次のように推測しています。

第一に、1875(明治8)年5月の「大教院」(注6)の解散、1877(明治10)年1月の「教部省」の廃止(その事務は内務省へ移り「社寺局」が設置されました。)後においても「教導職」(注6)の制度がなお存続した例があるように(全廃は、1884(明治17)年です。)、各登拝口の社務所出張所や「印鑑改所」も、1882(明治15)年に廃止を決定したものの、暫くの間存置させたことが考えられます。

第二には、この「三山案内」を見ると「非売品」の刻印が施してあるのですが、第一を踏まえて、「社務所出張所」も「印鑑改所」も実質的にまだ機能していて、「三山案内」を一般の人には売らないまでも、三山神社関係者や先達や参詣人などには頒布していたのではないかと考えられる点です。

つまり、当時はまだ、神仏分離が庄内地域全体に徹底せず、例えば、当時は民衆が家内安全・五穀豊穰・商売繁盛等を祈願して、従来信仰して維持してきた小さな「祠」や路傍の「石仏類」を密かに保存してきたことがありました。その最たる例として昔羽黒山の「東羽黒」に対して「西羽黒」と呼ばれた鶴岡市西目の「荒倉神社(あらくらじんじゃ)」では、神仏分離の強行下で、村人らが本尊の「石造聖観音菩薩立像(せきぞうしょうかんのんぼさつりつぞう)」を密かに土中に埋め、その後、1904(明治37)年庄内地方に疫病が流行した時に掘り起こし、1910(明治43)年に許可を受けて神体・宝物として保存が認められた事例がありました(以上『図説鶴岡のあゆみ』)。また、大網の大日坊が最上郡大蔵村作の巻に出張所を設けて三山参詣の行者達を引率していました(『世界遺産育成企画展・最上川と人びとのくらし 川絵図を読み解く』)。これらのことから推察して、神仏分離の強行の結果、羽黒、月山、湯殿山の各権現がそれぞれ神社に、更に、その三神社が統合されて新しい組織体になったものの、地域全体ではいまだ神仏を分け放つことは容易ではなく、従って、三山神社の方でも国家神道としての権威を天下に明示するとともに神

道形式の参詣方法の普及を図り、その徹底を期する必要があったため、あえて版木を用いて三山案内を多量に印刷し頒布したと考えられるのです。

第三に、同様に上記を踏まえ、1887（明治20）年には、国が官国幣社に対して1892（明治25）年までの「保存金」の支給を定め、従前の経費・官費営繕費を廃止（後に「保存金」は1917（大正6）年まで延長されました。）しましたが、社務所出張所、印鑑改所等の施設は、東北、関東一円から登拝する三山講を確実に把握するために有効な施設であり、また、神札や参詣人保護印鑑の発行は新しい組織の経済的基盤の確立の上からもまだまだ必要であったことは否めない事実であったと思われます。

一方、登拝する三山講の人々にとっても、参詣人保護印鑑への割印や三山案内は、帰宅した際、三山参詣の証拠上必要なものであったのではないかと考えられ、従って、これら双方の都合上、社務所出張所の廃止の方針が決定した1882（明治15）年以降も暫くの間、これらの施設で神札や参詣人保護印鑑の頒布がなされていたものと推測されるのです。

ただ、「皇典講究所山形県分所」は1888（明治21）年8月23日の設立であり、月山神社が国幣中社から官幣中社に昇格したのは1885（明治18）年4月22日ですから、この三山案内に「皇典講究所山形県分所」及び「国官幣三山神社社務所」が表記してあること、それに蜂子皇子御墓は、1976（明治9）年以来宮内庁が管理していましたので、これらの表示は歴史的には矛盾するところがありません。

また、三山案内には、手向の出羽神社の位置に、月山、湯殿山及び県都である山形でまでの距離程が表記してあり、出羽神社が三山の中心的位置にあることを強調しているように思えます。更に、「三山参詣人心得」の文言は全文強い勧誘・押し付けの「ベシ」表現であり、新しく生まれた三山神社の力を誇示するものとなっています。また、湯殿山における参拝については、「・・・御湯気ヲ願イ祈念乞フベシ・・・」とあって、三山神社社務所の方で最後まで神仏分離に抵抗した湯殿山を相当意識していたようにも思えるのです。

そのほか、三山案内には、白布高湯や上山や蔵王高湯などの内陸地方の著名温泉地の表示はないものの、三山神社の近傍にある肘折、湯野浜、湯田川、温海の地名の傍には精進落としの格好の場所となる「温泉アリ」の表示や道路にはその区間の距離程が明示してあり、観光的な案内図としての役割をも果たしていたと考えられます。

#### 4 三山案内に無い角川口登拝路について

前述のように大蔵村作の巻集落の山裾には、神仏分離に際して湯殿山との関係を断った真言宗の「大日坊の出張所」が明治から近年まで存在していましたが、現在は諸般の事情により廃止になっています。『出羽三山史・第八編明治時代』によれば、神仏分離によって衰微するばかりの大日坊でしたが、旧来の慣習によって三山に参詣する者は、大日坊にも参詣又は宿泊することが出来たので、これらの収入で寺を維持することが出来たということです。このことは注連の注連寺も同様で

あったと思われます。なお、『函館市史・第 11 章・当時の宗教気質』(インターネット)によりますと、大日坊は、1883(明治 16)年に北海道にも出張所を開設し、布教のために函館に乗り込んでいることが分かりました。

この大蔵村作の巻集落の「大日坊の出張所」の存在を示すものとして、大蔵村教育委員会所蔵による絵馬・「出羽三山登拝図」(大蔵村指定有形文化財)があり、これには三山参詣の道者と先達と思われる者が描かれています。また、鮭川が最上川と合流する地点よりやや下流の戸沢村蔵岡にも宿坊のようなものがあったという話があり、作の巻と共に仙台方面からの道者が多かったと聞きます。

ところで、撰文溝口 仁、舟形町教育委員会設置の「舟形町指定天然記念物・念仏の松」の解説板に『・・・かつての道者達は、旧新庄越えを通り新庄へ出て本合海より最上川を下り、古口を経て角川口より出羽三山へ登拝した。・・・』とあり、また、戸沢村長倉の大杉に関する戸沢村文化財保護委員会の看板表記にも『・・・・今熊野神社の境内に神木として育ち又月山の登拝道角川口の入り口に立って・・・・』とあります。通常、三山への登拝路は、荒沢口(羽黒口)、七五三口(注連口)、大網口、岩根沢口、本導寺口、大井沢口、川代口(江戸時代初期に廃止)、肘折口を「八口」とし、七五三口と大網口が同じ大網にあったので、これを一口として、「七方」とした、いわゆる「八口七方」といわれていますが、これ以外に月山、湯殿山への登拝路として「三山案内」には記載が無いのですが、「角川口」という登拝路が明治時代には存在したのは確実と思われ、そして、前述の絵馬に描かれている川船乗船の道者達も解説板記載と同様の登拝路を辿ったものと考えられるのです。

「今熊野神社」のある最上郡戸沢村長倉という小集落は、古口から角川を遡り、さらに支流の長倉川を遡ったところで、古口から直線距離にして 10 キロメートルほどの位置に当たりますが、インターネットで調べた「今熊野神社」の解説によると、ここが『角川口』登拝路の入り口に当たり、道者達は当該神社で道中の無事故を祈願してから、4 キロメートル先の「今神温泉」に向かい、読経をしつつ湯垢離(ゆこり)をして精進潔斎し、御池、今熊山、高倉山を巡って月山に至ったと』あります。

山形県立博物館民族部門専門嘱託の野口一雄先生は、前述の作の巻からの道者達は、作の巻~桂~藤田沢~塩~塩台(付近)(以上~大蔵村)~上野台~高里峠~長倉(以上戸沢村)のコースを、また、蔵岡からは別のコースを辿ったものとは考えておられるようですが、何れにしても「角川口」を利用した道者達は、長倉から月山へと向かい、更に湯殿山を経て大日坊或いは注連寺にも参詣したものと考えられます。高倉山からはどのようなコースを辿ったかは資料が無く詳細は不明ですが、最上と庄内とを分ける高倉山から赤砂山へ向かう稜線を進み、最後は念仏が原付近で「肘折口」からのコースと合流したものと推察するのが地形的に妥当と思われます。

その所在が明確であった作の巻の出張所は、神仏分離の際に湯殿山から離れた真



言宗の大日坊の出張所であり、前述の通り神仏分離後も旧来の慣習によって大日坊参詣又は宿泊が可能であったことから考えると、本合海から最上川を下り、清川で下船して羽黒を経由することなく、直接月山を経て湯殿山に向かったことは、神仏分離の経緯からしても、また、現在の肘折口登山沿線に「湯殿山」と刻まれた自然石の石碑が存在することから考えても妥当なことであると思われます。「肘折口」から月山へ至る現在の登山での所要時間を見てみると、肘折から月山までは登り20.3キロメートルで10時間、月山から湯殿山仙人沢祈禱所までが下りで2時間となっており、沢越え、急坂の多い登拝路であるため、「角川口」からの行程も「肘折口」と同様、途中で山中泊を伴うような相当難儀なものであったことは想像に難くありません。そして、時代を経るに従って大日坊も、また、作の巻の「大日坊の出張所」もその力を衰微させ、加えて、当該登拝路が地形的にも偏東積雪による多雪地帯であることなどから困難な登拝路であり次第に廃れていったものと考えられます。

今熊野神社の祭神は、月山神社の祭神である月読命の本地仏である阿弥陀如来、かつては出羽三山の一山に数えられていた時代があった葉山の祭神(白髻神といわれています。)の本地仏である薬師如来、それに出羽神社の祭神伊氏波神の本地仏である正観世音菩薩となっています。また、参考までに最上川の船運の方は、1903(明治36)年の奥羽本線の新庄までの開通、また、1914(大正3)年の陸羽西線の酒田までの全線開通により、以降は衰退して行きます。

蛇足ですが、私が山形県観光課に在席していた昭和40年後半、早春の堅雪の季節を選び、同僚や戸沢村の職員の方々と共に雪上野宿をしながら、高森山、大森山、黒倉山南斜面をこの登拝路探索と称して歩き回ったことがありました。藪が雪下にあり歩行は比較的楽で、立川町の立谷沢川支流の赤沢川まで到達したものの、沢の横断は危険と判断し、渡渉を中断してここから引き返し、結局、登拝路らしきものを見つけることは出来ませんでした。その後、自然保護課に在籍していた昭和50年代後半には肘折口のコースを登山し、念仏ヶ原避難小屋に一泊しながら、月山東斜面を喘ぎながら登ったことがありましたが、これらは懐かしい思い出の一つとして今も脳裏に焼き付いております。

以上を纏めるに際しては、後藤昶司著『出羽三山の神仏分離』、山形県総合学術調査会発行『出羽三山(月山・羽黒山・湯殿山)・葉山』、笹沢保編集『出羽三山文学紀行集成』、鶴岡市史編纂会編集『図説鶴岡の歩み』- 明治維新と庄内 1 神仏分離の強行、新編庄内人名事典編纂『新編庄内人名事典』、山形県立博物館編集『世界遺産育成企画展・最上川と人びとのくらし 川絵図を読み解くー』、早坂忠雄著『出羽三山記』、阿部正己著『出羽三山史』(インターネット)、西川町資料館・石碑石仏「三山敬愛教社碑」(インターネット)、西川町資料館・西川町の文化財・第29号・「絵画・板絵出羽三山女講中参詣図」(インターネット)、Wikipedia「皇典講究所」(インターネット)、「神棚の普及は」(インターネット)、『金沢大学教養部教育機構研究調査部報・第8号・神社合祀をどのように位置づけるか(由谷裕哉)』

(インターネット)「舟形町指定天然記念物・念仏の松」の解説板「舟形町指定天然記念物・念仏の松」の解説板、「今熊野神社」(インターネット)などを参照しました。また、山形県立博物館民族部門専門嘱託の野口一雄先生、財団法人上山城管理公社学芸員関口 健さんから幾多の御助言を賜りました。

(注1) 装束場という地名になぜ「裏」と「表」があるのか分からない旨の話を当該ホームページの管理を引き受けてもらっており、また、志津の「県立自然博物館」でインタープリターとして活動している大山駿次さん(66回、昭和34年卒)に話をしたところ、後日次のような返事をメールで貰い、その理由が判明しました。

『出羽三山絵日記』(渡辺幸任著、2006年、杏林堂出版)の記述によると現在の装束場(避難小屋とトイレ)の手前に小屋が二軒あり、志津の方向から手前が志津の志田さんが掛けた「姥沢小屋(裏装束場) 奥が本導寺の佐藤さんが掛けた「姥小屋」となっています。確かに、今の装束場にある避難小屋(昔の薬湯小屋)の(石跳川下流に向かって)手前に小屋跡が二つあり、奥の方が姥様を祀った後が残され「姥小屋」だったことが判ります。手前はトイレ跡の石垣が残っていて、かなり大きな小屋跡が今でも確認できます。この事から昔の装束場は今の場所よりも姥ヶ岳側にあったのではと思われます。記述の中に『小屋掛けは羽黒町手向の高城さんが行い、湯殿山装束場又は表装束場と呼ばれた(手書きの概念図には羽黒装束場と記載があります)・・・とあり、以上から現在の装束場(避難小屋)を中心にYの字を考えて、姥ヶ岳側に湯殿山装束場(表装束場)があり、志津側には姥沢小屋(湯殿山姥神裏装束場)と姥小屋があり、現在の避難小屋の位置あたりには薬湯小屋(羽黒側に小屋掛け権利があった)があったと思われます。また、最後まで残った小屋はこの薬湯小屋で、姥沢小屋が撤退するときに材木などを譲り受けたとの記述もあります。

(注2) 「御湯氣ヲ願イ祈念乞フベシ」の「御湯氣」とは、湯殿山の御神体である「熱湯の流れる巨岩」を指し、この文言は、登拝者が御宝前で初穂を納め「熱湯の流れる巨岩の御神体の靈力を得るべく祈り願いなさい」という意味ですが、後段に「但し別段初穂金ヲ納ムルニ及バズ。」とあるので、既に神札を受けている場合は、初穂金を納めなくともよかったようです。なお、現在の湯殿山神社での御神体参拝方法は次の通りです。

更衣室で素足になります。神域に入る前にお祓い所で初穂料を納め、お祓いを受けて穢れを落とします。この際、お守りと人形(ひとがた)の紙が渡されるので、神主のお払いの祝詞が終わったら、参詣人はそれぞれ人形を頭の上から爪先まで撫でてから水に流します。そのうえで、神域に入り頂から温泉を湧出する茶褐色の安山岩の御神体の前に至り、正面の鏡の前で御神体を参拝します。参拝の後、素足のまま石畳の道を進み、御神体に登ります。そして、素足を湯に浸してお参りしてから戻ります。

(注3) 羽黒山頂にある蜂子皇子御墓は、東北地方で唯一の皇族の墓で、周囲を柵で囲ってあって門扉には菊の御紋章があり、『出羽三山記』によれば1976(明治

9) 年以来宮内庁によって管理されたとあります。墓の傍にある屋根つきの制札には次のとおり布告してあります。

崇峻天皇(すしゅんてんのう)皇子蜂子皇子墓	
1	みだりに域内に立ち入らぬこと
1	魚鳥等を取らぬこと
1	竹木等を切らぬこと
宮内庁	

崇峻天皇(すしゅんてんのう)592(5)年11月3日に、蜂子皇子の父である第32代崇峻天皇が蘇我馬子により暗殺されたため、従兄弟の聖徳太子は蜂子皇子を馬子から逃れさせるべく飛鳥の外へと逃がし、蜂子皇子は丹後国由良から船で北に向かいました。そして、蜂子皇子が現在の山形県鶴岡市由良にたどり着いた時、八乙女浦の舞台岩の上で笛に合わせて踊っている八人の乙女の美しさにひかれ近くの海岸に上陸しました。その後、蜂子皇子は三本脚の鳥に導かれて羽黒山に登り、羽黒権現を感得し、羽黒山を開いたといわれています。3年間崖下の洞窟で修業し、羽黒修験の元になったといわれています。羽黒では人々の苦悩を取り除いたことから「能除太子」と呼ばれるようになったといわれています。

羽黒権現時代は、別当・覚諄の時代の1823(文政6)年に能除太子(蜂子皇子)に対して「照見大菩薩」の諡号(しごう)を得ていましたが、1873(明治6)年に西川宮司は、「照見大菩薩」の諡号返上を願い出、翌年太政大臣三条実美がこれを承諾し、1874(明治7)年2月、蜂子皇子を祀る「開山堂」は「蜂子神社」に改名されました。

(注4)先達が管理する道者たちの居住する区域のことです。規模は大凡郡単位ぐらいで、互いに侵害してはならない厳密な縄張りになっています。先達は冬の農閑期に霞を訪問し、三山の護符を配り病人や不幸があった家では加持祈禱を営み、併せて次の夏の登拝に関する打ち合わせなどを行います。これを「檀回り」と言っています。

(注5)天台、真言宗時代に三山各所で唱えた呪文は、「六根(五感)に第六感(意識)を加えたもの)によって生じた解脱を妨げていた今までの自分のことをいろいろ反省し、その罪を告白して心を改め、五体投地をして心から仏を敬います。」を意味する「南無帰命頂禮懺悔懺悔六根罪障(なむきみょうちょうらいざんげざんげろっこんざいしょう)」でしたが、次のように神式に改められました(阿部正己著『出羽三山史』)。しかし、『図説鶴岡の歩み』には、「慚愧懺悔六根罪障」を今後は「三語、三山拜詞に改めるよう心得るべし」との月山出羽湯殿山神社社務所からの告知(明治8年3月付)が写真入り資料として掲載されています。

三語	詞
袂詞(はらいことば)	諸々の罪穢れを袂(はらい)身褻て清々し【一切の罪惡不浄を払い尽くして清浄潔白になりました、の意味】

神詞（かみことば）	遠津神咲（え）み給え伊豆の御魂（みたま）を幸（さきは）へ給え【天地人間一切の万物を始めた皇神（すめみおやの）神は当然のこと、ところどころの産土神（うぶすながみ）また、自分の信じる神々、先祖の霊（みたま）を含めた「遠津神」が御機嫌良くなされて威厳ある御霊徳を授け幸いを与えてください、との意味】
賀詞（ほぎことば）	天津日嗣（ひつぎ）きの栄（さか）え坐（まさ）む事天壤（あめつち）の共（むた）無窮（とこしえ）なるべし【全ての義（こころ）は天子の御位（みくらい）が盤石堅固にして天地のあらん限りいつまでも繁栄するように、との意味】
三山拝詞	詞
月の御山（みやま）の大神（おおかみ）へ	綾に綾に奇（くす）し尊（とう）と月山大神（つきのみやまのおおみかみ）の御前（みまえ）を拝（おろがみ）奉る【何とも言えず本当に神秘的で尊い月山大神を拝し奉ります、の意味】
出羽（いでは）の御山（みやま）の大神（おおかみ）へ	綾に綾に奇し尊と出羽大神（いではのみやまのおおみかみ）の御前を拝奉る
湯殿の御山（みやま）の大神（おおかみ）へ	綾に綾に奇し尊と湯殿大神（ゆどののみやまのおおみかみ）の御前を拝奉る

（注6） 1870（明治3）年1月14日には、神道国教化のため「大教宣布」の詔が出されましたが、これは国民に大教（神道）を布教する意図を高らかに宣言したものです。1875（明治5）年3月になると神祇省が廃止され教部省が設置されますが、4月には「三条の教則」（敬神愛国の旨を体すべき事、天理人道を明にすべき事、皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事）が発布され、「教導職」14級を設けて、神官を教導職に補し、日本各地で三条の教則を元に説教を行わせ、やがて僧侶をも教導職に合同させました。同年9月仏教各宗派が東京紀尾井町の紀州邸に「大教院」を設置し、翌年1873（明治6）年2月、東京芝増上寺にこの「大教院」を移し、全国に「中、少教院」を設けて祭神に造化三神、天照大神を奉齋し、宣教を始めました。しかし、もともと性質の異なる神・仏両者の提携でしたから常に互いに反撃しあい、神道側の中でも軋轢を生じ、事態の紛糾を招き、また外部から教部省と大教院の方針に対する非難もあって、ついに、1875（明治8）年4月、神仏合同の布教禁止の令が発せられ、5月大教院は解散、閉鎖されました。